

目黒区ゴルフ連盟 規約

- 第1条 (名称)
本連盟は「目黒区ゴルフ連盟」(以下「本連盟」という。)と称する。
- 第2条 (事務局)
本連盟の事務局は理事長事務所におく。
- 第3条 (目的)
本連盟は目黒区のアマチュアゴルファーを対象に健全なスポーツとしてのゴルフの普及と発展に務め、区民の健康増進と親睦・交流に寄与することを目的とする。
- 第4条 (事業)
本連盟は前条の目的を達成するために以下の事業を行なう。
(1) 東京都ゴルフ連盟に加入し同連盟が主催又は関わる競技会に参加する。又場合によって目黒区内予選会を開催する。
(2) 各種研修会の開催
(3) 会員相互の親睦と交流
(4) ジュニアの育成
(5) 行政及び地域との連携
(6) その他上記ゴルフに付随する事業
- 第5条 (会員資格と入会手続き)
目黒区に在住・在勤・在学(レッスン生含む)の個人で所定の申込書到着後、申請者が会費を払い込み手続きが完了する。
- 第6条 (会費)
入会金は¥3,000とする。
年会費は¥2,000とする。
但し10月以降の新入会員の年会費は¥1,000とする
- 第7条 (退会)
本連盟を退会するときは文書により理事長宛に提出する。
2、会費を1年以上納めない者は退会とみなす。
3、会の運営に支障をきたす会員は理事会の決議にて退会させることができる。
4、退会者には即納会費は返却しない。
- 第8条 (事業年度)
本連盟の事業年度は4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第9条 (役員)
本連盟には以下の役員を置く。
(1)理事長 1名
(2)副理事長 若干名
(3)理事 若干名
(4)会計 1名
(5)監事 1名
2、理事は理事会を構成し理事長は議長となる。
3、会の運営に支障をきたす理事は理事会の決議にて退任させることができる。
- 第10条 (役員を選任及び任期)
本連盟の役員は総会において選任する。
2、理事長は理事会にて選任する。
- 3、副理事長及び会計・監事は理事長が指名する。
4、役員任期は2年とし、再任を妨げない。
5、役員に欠員が生じた時は、役員会はその補充が出来る。任期は残存期間。
- 第11条 (役員の仕事)
役員の仕事は以下とする。
(1) 理事長は本連盟を代表し会務を統括する。
又、理事会並びに総会において議長となる。
(2) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときには理事長に代わる。
(3) 理事は会の運営に協力する。
(4) 会計は本連盟の会計全般を行なう。
(5) 監査は本連盟の事業及び会計の執行を監査する。
- 第12条 (顧問・相談役)
役員会の決定により本連盟に顧問及び相談役をおく事が出来る。
2、顧問・相談役は本連盟の運営に関し意見を述べる事が出来る
- 第13条 (総会)
本連盟の総会は年1回開催し以下の事項を決議する。但し理事長が認めたときは理事会を臨時総会として、決定事項をその後の総会で報告する。
(1) 事業報告、事業計画、及び決算、予算。
(2) 規約の制定、改定。
(3) 役員を選任
(4) その他運営上必要な事項
- 第14条 (理事会)
理事長は必要に応じ理事を招集し役員会を開催し当連盟の運営に関し審議する。
- 第15条 (定足数と議決)
総会及び理事会の審議は出席者の過半数を以て成立する。又同数の場合は議長が決定する。
- 第16条 (運営費)
当連盟の運営には入会金、年会費、競技参加費、補助金、協賛金などその他の収入を以て充当する。
- 第17条 (委任)
会員は本規約に規定なき場合の事項並びに会務運営上必要な事項は理事会に委任する。
- 付則：この規約は平成24年2月27日、東京都ゴルフ連盟通常総会で目黒区ゴルフ連盟の加盟が承認後、施行する。